

# 青々会 会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、青々会と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、本部事務局を東京都武蔵野市境五丁目8 亜細亜大学太田  
耕造記念館8階青々会会館に置く。事務局に関する規程は別に定め  
る。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と発展をはかり、母校の隆盛と広く国家社  
会の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、亜細亜学園寄附行為の規程に基づき学校法人亜細亜学園評  
議員候補を推薦する。

(事 業)

第 5 条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報発行
- (2) 講演会、研修会など各種会合の開催
- (3) 各種出版物の刊行
- (4) 会員相互の福祉、援助及び連絡
- (5) 亜細亜大学在学学生に対する支援、援助
- (6) 会員への情報伝達のツールとしてホームページを運営
- (7) その他本会の目的に沿う事業

## 第2章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 学校法人亜細亜学園設立の大学及びその前身校の卒業生  
並びに現専任教職員
- (2) 名誉会員 本会の発展に特に功労のある者で幹事会で認めた者
- (3) 賛助会員 本会発展のために援助協力したもので幹事会において認  
めた者

第 7 条 中途退学者が正会員になることを希望する場合は、正会員 1 名の推  
薦により幹事会においてこれを審議決定することができる。

### 第 3 章 役 員

第 8 条 本会に次の役員を置く。

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| (1) 会 長           | 1 名    |
| (2) 副 会 長         | 若干名    |
| (3) 幹 事 長         | 1 名    |
| (4) 副幹事長          | 若干名    |
| (5) 常任幹事          | 若干名    |
| (6) 学内幹事 (現専任教職員) | 4 名    |
| (7) 幹 事           | 40 名以内 |
| (8) 協 議 員         | 相当数    |
| (9) 会計監査          | 2 名    |

2 前項のほか、名誉会長、相談役及び顧問をおくことができる。

第 9 条 会長、副会長、幹事長、副幹事長、常任幹事、学内幹事は、その在  
任期間中、幹事及び協議員の地位に、幹事はその在任期間中、協議  
員の地位につき、前 8 条の定数の制限を受けない。

(役員を選出)

第10条 本会の役員は、次の方法で選出する。

- (1) 本会の役員（協議員を除く）は、別に定める役員選出規程に則り、協議員会において選出する。
- (2) 協議員は、別に定める協議員選出規程に則り総会にて選出する。
- (3) 名誉会長、相談役及び顧問は、幹事会の決議を経て会長が委嘱する。

（役員任期）

第11条 本会役員任期は3ヶ年とする。但し、重任を妨げない。又、補欠により役員に選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。但し、任期満了といえども、後任者決定まではその職務を行うものとする。

第12条 本会役員職務を次のように定める。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 幹事長は、会務を掌理する。
- (4) 副幹事長、幹事は、幹事長を補佐する。
- (5) 会計監査は、本会の事業及び財政状況を監査する。
- (6) 常任幹事のうち、1名をもって出納責任者とする。

## 第4章 会 議

（会議の種類）

第13条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 協議員会
- (3) 幹 事 会

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

第15条 定時総会は、3年ごとに開催する。臨時総会は、会長及び幹事会に

において必要と認めたときに開催する。

第16条 総会は、幹事会の議を経て会長がこれを招集する。招集は総会期日の2週間前迄にその目的及び日時、場所などを会員に周知させる方法により行う。

第17条 総会開催の公告は、ホームページにて行う。

第18条 総会においては、議長、副議長をその都度定められた方法により選任し、本会の目的のため必要と認められた事項を審議する。

第19条 協議員会は、毎年1回以上、会長が幹事会の議を経てこれを招集する。

協議員20名以上又は会員100名以上が連署をもって目的事項を提示し協議員会の招集を請求したときは、幹事会は遅滞なくこれを招集しなければならない。この場合の招集は、協議員会期日の2週間前迄に行う。

第20条 協議員会においては、議長、副議長をその都度定められた方法により選任し本会の重要事項を審議決定する。協議員の4分の1以上の出席がなければ決議することができない。協議員会の審議は、特別に定めある場合を除き出席協議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第21条 協議員は書面により出席協議員に委嘱しその権限を行使することができる。

(幹事会)

第22条 幹事会は、必要に応じて会長の招集によりこれを開催し、幹事長が議長となる。

幹事会は、本会の運営上必要な企画案等の事項を協議し、常務をつかさどる。

第23条 幹事会は組織委員会、企画委員会、広報出版委員会、財務委員会、国際交流委員会、その他必要に応じ特別委員会を置くことができる。各委員会の委員長は、幹事会の議を経て会長が任命する。各委員会に関する規程は別に定める。

## 第5章 資金及び会計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり翌年9月末日に終わる。

(資金)

第25条 本会運営の経費は、会費及び寄付金その他の収入を以てあてる。

(会費の納入)

第26条 本会の会費は、終身会費として20,000円を徴収する。会費に関する規程は別に定める。

(会計)

第27条 収支予算書案及び収支決算報告は協議委員会の承認を必要とする。

## 第6章 支部組織

(地方組織)

第28条 本会は、原則として各都道府県に地方支部を、各地方に連合会を設ける。

第29条 各支部、連合会の規則は、幹事会の承認を必要とする。

第30条 幹事会によって承認された支部の支部長は協議員に、地方連合会の会長は幹事の地位につく。ただし第8条に定める役員の定数にはふくめない。

(支部設置)

第31条 本会は、必要に応じ地方組織以外に支部を設けることができる。

支部の設置基準は別に定める。

## 第7章 その他

第32条 会員については、本会の名誉を毀損した者或いは会員の資格なしと認められた者は、協議員会の議決によりこれを除名することができる。

2 支部長或いは地方連合会長については、本会の会則、諸規約に反する行為並びに役員としての相応しくない行為等があった場合は、幹事会の議決によりその地位を解任することができる。

(会則の改正)

第33条 本会則の改廃は、協議員会において行う。

2 本会則の改廃は、出席協議員の3分の2以上の決議を必要とする。

## 第8章 附 則

本会則は、昭和25年11月3日から実施する。

昭和25年11月	3日	実施
昭和37年11月	3日	改正
昭和40年11月	3日	改正
昭和44年	2月	8日改正
昭和48年	5月13日	改正
昭和52年11月	3日	改正
昭和56年11月	3日	改正
昭和60年11月	3日	改正
平成元年	5月28日	改正
平成5年11月	3日	改正
平成6年11月	3日	改正
平成8年11月	3日	改正
平成12年11月	3日	改正
平成15年11月	3日	改正
平成21年11月	3日	改正
平成24年	6月24日	改正
令和4年11月	3日	改正